千葉地方裁判所委員会(第12回)議事概要

千葉地方裁判所委員会

1 日 時

平成19年3月9日(金)午後3時00分から午後5時00分まで

2 場 所

千葉地方裁判所第1会議室

3 出席者

【委員】

(1号委員 7人)

青木佐登志(千葉テレビ), 久保形法子(調停委員), 高田廣(千葉銀行), 長﨑修一(日本放送協会), 林陽一(千葉大学), 三善勝代(和洋女子大), 依田桂子(千葉市)

(2号委員 2人)

酒井正利(弁護士),大島有紀子(弁護士)

(3号委員 1人)

山下隆志(千葉地検総務部長)

(4号委員 2人)

中山隆夫(千葉地裁所長),滝澤孝臣(千葉地裁民事部総括判事)

(オブザーバー 6人)

根本涉(千葉地裁刑事部判事), 辻好隆(千葉地検検事), 山本宏行(弁護士), 下山修司(弁護士), 長谷川誠(千葉地裁民事部総括判事), 小林徹(千葉地裁民 事部主任書記官)

【運営委員会構成員】

古田浩(千葉地裁刑事部総括判事),金澤正人(千葉地裁民事首席書記官),山田聡(千葉地裁刑事首席書記官),杉原隆治(千葉地裁事務局長),継田剛史(千葉地裁総務課長補佐)

【庶務担当者】

鹿野直人(千葉地裁総務課専門官)

4 議事

- (1) 開会のあいさつ【あいさつ要旨は,別紙1のとおり】
- (2) 報新員の紹介
- (3) 意見交換【発言要旨は,別紙2のとおり】

テーマ1「裁判員模擬裁判を傍聴しての感想等について」

テーマ2「裁判員制度に関するより効果的な広報の手法等について」

テーマ3「労働審判制度の現状について」

(4) 千葉地方裁判所委員会(第15回)の開催について

ア 意見交換テーマ

【了承事項】

第15回の当委員会における意見交換テーマを

「裁判員模擬裁判を傍聴しての感想等について」

「裁判員制度に関するより効果的な広報の手法等について」

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に規定される処遇事件の現状について」

とする。

イ 開催期日

【了承事項】

第15回の当委員会の開催日を平成19年6月15日(金)午前10時00分から午後零時00分までとする。

(5) 閉会のあいさつ

5 配布資料

- (1) 進行次第
- (2) 席図
- (3) 千葉地方裁判所委員会委員名簿(平成19年1月1日現在)
- (4) 参考資料
 - ア 「冬休み広報行事」の実施結果について
 - イ 「裁判員制度全国フォーラム2007in千葉」実施結果について
 - ウ 新聞記事(裁判員制度全国フォーラム2007in千葉)
 - 工 第4回裁判員模擬裁判配布資料
 - オ 法廷立体カード及びポケットティッシュ
 - カ 「司法制度改革の3本柱」及び「司法制度改革の内容(主なもの)」
 - キ リーフレット「ご存じですか?労働審判制度」
 - ク 労働審判制度について

以上

(別紙1)

(1) 開会のあいさつ

本日は、お忙しい中を御参集いただき、お礼を申し上げる。

2月28日及び3月1日に実施した裁判員模擬裁判には,御多忙中にもかかわらず, 久保形委員,高田委員には裁判員役として御参加いただき,また,多くの委員の方々 にも傍聴いただき心から感謝を申し上げる。

次回の裁判員模擬裁判は,6月4日及び5日の2日間にわたり実施を予定している。各委員におかれては,万障お繰り合わせの上,できる限り傍聴をしていただき,国民がわかりやすい審理になっているかについて,さらに厳しい御意見をいただければと思っている。

以上

(別紙2)

(3) 意 見 交 換

(:委員長, :委員, :運営委員等, :オブザーパー)

テーマ1「裁判員模擬裁判を傍聴しての感想等について」

(今回の模擬裁判対象事件の概要等)

被告人は,氏名不詳者らと共謀して,営利目的で国外から航空小口急送貨物で覚せい剤を被告人の実家に密輸入したという覚せい剤取締法違反,関税法違反被告事件であり,争点は,覚せい剤輸入の故意,共謀の有無,営利目的の有無である。

今回,裁判員役として参加いただいた委員の方は,どのような感想を持ったか。

大変貴重な経験であった。段取りも大変だったと思う,感謝する。私自身予備知識はなく,戸惑いながら初日を終えた。検察官の話を聞くとそうだろうと思い,弁護人の話を聞いてもそうであった。我々素人は,完全に有罪か無罪かを考えてしまい,実際の証拠からは,そのようなことはないので,この点が難しかった。また,量刑を考えるのも難しいところであり,求刑の年数と判決の年数とでどうして隔たりがあるのか最後までわからなかった。

いい経験をしたと思う。何もわからない状態で,冒頭陳述から始まり,検察官の話を聞くともっともと思い,弁護人の話を聞いてもそうであった。今回の裁判員役の人達は,レベルの高い人ばかりで,一般の方ならどうだったかと思う。一般の方にも理解していただくためには,もっと広報が必要だと思う。

裁判員制度は,よい制度だと感じたということか。 そうである。

2日間の裁判でも相当疲れると思うが,負担という面ではどうであったか。

毎日 ,遅くまで仕事をしているので ,あまり負担は感じなかった。気になるのは , たまたま会社から連絡があったりすると集中できないと思ったところである。

時間的には負担は感じなかった。最初は,緊張してなかなか慣れなかったが,二 日目は落ち着くことができた。主婦の方が裁判員になった時は,子供の問題とか家 族の方の介護などフォローが大事だと思った。

検察官,弁護人役の方もこの二日間の模擬裁判はきつかったのではないか。

クタクタになった。実際の刑事裁判であれば,速記官が立ち会うので,速記録を 見て対策を考えることができるが,模擬裁判ではそれがなく,一発勝負というとこ るがあるので,事前準備が大変で,考えていたところと違う展開になるとどう立て 直すかが難しかった。また,裁判員へお知らせする情報量も多かったと思う。

初めてということもあり,準備に非常に時間が取られた。また,弁論を考えるのにもどのようにしたら裁判員の皆様に理解していただけるかを考え,そういうことでも時間がかかった。さらに,裁判員裁判を三,四日でやるとなるとほかの仕事が

まったくできないことから、裁判員裁判専門の弁護士が必要であると思った。

現在の裁判では,証人の供述などの速記録が出来上がってから,次の進行などを考えているが,裁判員裁判ではそれができないので,この点についても考えなければならないと思った。

ここからは,公判前整理手続から手続ごとに意見を伺っていきたいと思うが,弁 護士をされている委員の方は,傍聴してどのように思ったか。

弁護士としては,準備がかなり大変であったと思う。公判段階で,微妙な問題が 出てきたときに,時間がないと感じた。また,発言が聞き取りづらいところもあっ たので,マイクも必要だと感じた。

裁判官にも発生の練習が必要であると感じている。また,事前準備が大変である ということから,被疑者段階での国選弁護人制度が導入されたものである。

音声が聞きづらかったのは確かである。公判前整理手続では,模擬裁判だからということが出たりして,緊迫感がなく,模擬のための手続をしていると感じた。

公判前整理手続においては,争点が整理されたものであるが,裁判員役をされた 委員に伺うが,今回の模擬裁判でも争点整理表を作成し,冒頭手続が終わった後に 配布したものであるが,内容はよく理解できたか。

理解できた。

事案にもよるが,争われている事件については,最初の段階から裁判員にお知らせする必要もあるかと思う。次に冒頭手続から検察官立証へと進むが,検察官役の方は,今回の模擬裁判でどのような点に重点を置いたか。

全体の構造をわかってもらうことに重点を置いた。まずは、パワーポイントを見てもらって全体の流れを頭に入れてもらう。その中で被告人がこういう行動をしたから覚せい剤のことを知っていたということを強調したものである。今回の冒頭陳述は比較的うまくいったと自画自賛している。

薬物の事件も裁判員裁判でやるのかと思った。どこが争点なのかよくわからず, 長時間の裁判で気の持ち方をどうしたらよいか,とにかく大変だと思った。特に個 人企業の経営者は,三,四日の裁判では参加することは無理だと思う。

千葉の裁判員裁判対象事件数は,覚せい剤などの薬物事件を除けばぐっと件数が 下がるものである。ほかに意見のある委員はいるか。

今回の模擬裁判の裁判員役のうち,一人はうちの社員であるが,この社員が所属する部署は,4人しかおらず,うち1人は産休を取得しているため,外部の人を雇っている状態である。また,同人は,法学部を卒業しているが,法律用語が2割程度わからなかったと言っていた。さらには,スケジュールがハードで,どうにか付いていくことができた,アトランダムに選ばれた人達があの内容を理解できるのか疑問を持った,検察官や弁護人のやり取りは,劇場にいるような感じがした,どちらの意見に組するか騙し合いをやっているような印象を持ったと聞いている。また,覚せい剤の輸入について,輸入を頼んだ人間がいて,頼まれた人間だけに判決を言い渡すというのは,不自然な感じがしたと言っていた。

このような組織犯罪のときに ,否認されると頼んだ人間が出てこないことがある。 全貌がわからないと判決できないことになると,被告人をずっと拘置所に入れてお かなければいけなくなり、自白を強いることにもなる。

今回の評議でも裁判員役の方から,全貌を明らかにしないとわからないという意見があり,一時議論となった。

検察官は、パワーポイントを使用して説明したが、非常にわかりやすかった。一方、弁護人が使用したパワーポイントは、文字が動きながら出てきて、目が悪いので見づらかった。飾りをつけず、一度に表示した方がよいと思った。また、証人尋問について、裁判員の方々に何を証明しようとしているのかという関連付けが難しいと感じた。また、午前中に選任手続をして、午後から裁判となると、選任された裁判員の方々に、刑事裁判とはどういうものか、担当してもらう事件の概要はどういうものかを話す時間は、1時間程度であり、いかに効果的に理解してもらうかを考えなければいけないと思った。

裁判員に選ばれてから裁判までの間は,刑事裁判の原則とかこういう順序で進むといった程度の話しかできないと思われる。

弁護人の立証についてはどうであったか。

模擬裁判の限界として、聞いてもわからないというところがある。論告、弁論は聞いていてわかりやすかったと思う。また、冒頭手続もわかりやすかったと思う。 尋問をするときには、尋問の意図がわからないように証人等に対して尋問するが、検察官は、裁判員にわかってもらうために、あえて立証趣旨がわかるように尋問しているのではないか。不都合な供述が出た場合は、弾劾するような手法を検察庁は研究しているのではないかと思った。弁護士は、裁判員にわかりやすい尋問の仕方の研究が進んでいない。今回の模擬裁判の評議では、裁判官がバラバラに裁判員の間に座ったが、何故そうしたのか趣旨はわからないが、弁護人の立場から見ると、裁判員は裁判官に聞きたがる、裁判官は裁判員に教えたがる、裁判官が裁判員を主導しているように見えた。

裁判官が座る位置については,全国的にこのような形になってきている。今回は, その方が話しやすいだろうということでそうしたものであるが,裁判員役をされた 委員は,どう感じたか。

裁判官は裁判官でまとまって座った方がいいと感じた。

そこまで問題意識は持たなかった。

弁護人役の方は、どういうところを重視して弁護活動を行ったのか。

この事案は,専門的な立場から見ると非常に厳しい事案である。黒でないかと弁護人も思ってしまう事案なので,大変厳しかった。我々が意識したのは,裁判の構造を理解してもらい,無罪の推定が働くということ,中立な立場で認定するのではなく,検察官のやり方を疑ってもらうという検証の場であるということをわかってもらうことである。本来なら,裁判員に対して裁判所が話すことではないかと思うが,人を有罪にすることは責任のある大変なことだと不安に思って裁判に臨んでもらうことが我々の基本的な姿勢である。さらには,検察官の被告人質問では,否認する被告人に対し,怒った感じで質問する姿は,格好良く追求していると裁判員に取られることもあることがわかったので,考えなければいけないと感じた。

検察官の冒頭陳述について感想を述べると,今まで時系列的に述べるだけであっ

たのが,今回の模擬裁判では,それプラス証拠構造を述べていたのは良かった。また弁護側の方は,きつい事案であったが,その中で最大限のことをされたと思う。 感服した。

次に評議を傍聴してどのように思ったか。

今回の事件では,直接の証拠がなく,間接事実が八つか九つくらいあって,証人が4人もいるというような事件になっており,個々の証人と個々の間接事実とのつながりを押さえてもらうことに留意した。証人尋問の前後に,争点整理表を利用して,この点ですよと言った上で,証言の直後に確認ということで中立的な立場で一応押さえたつもりである。翌日の最終評議においては,各証人から,基本的な事実としてどのようなことが押さえられるのかを確認した上で,さらに推認できるかどうか議論していこうと考えていたわけであるが,基本的な事実を押さえることができたか疑問なしとはしない。

争点で激怒したとか,そうでないとか,度々とか頻繁にとか感覚的にそれがどう違うのか,見ていて自分達の感覚と違うということが共感できたが,裁判員の方々が徐々に発言しているのを見て,どうにか裁判員裁判もできるのかなと思った。自分の中では,2回目ということがあるので,じっくり見ることができたが,2日間で判断するというのは,きついと思った。

裁判官は、心証を持っているので、その辺のところを裁判員にはわからないように押さえているのがよくわかるが、裁判員の方は、ここはどうなんですかねと裁判官がどう考えているか聞きたがる。この制度は、プロの意見と一般人の感覚に基づく意見との調整が難しいなと益々感じた。

弁護人は,本当の主犯が出てくれば被告人は無罪になると弁論で言っており,駆け引きをしているなと思った。それを聞いて,こういう見方もあるのだと納得した。

本当なら「アリ」の存在について調べないということはないが,存在するかしないか不明であるからといって,被告人が有罪か無罪かを判断はできないということはない。まさにジグソーパズルと同じように,一つのピースがないからといって,全体像がわからないということはないということである。捜査機関も裁判員は,いるいろな疑問を持つということをもっと考えなければいけない。

評議の過程で,裁判所がこのようにしてくれればもっと良かったというところはないか。

細かい証拠があまりない中で,裁判員の方々は,かなり主張されていたと思う。 被告人の弁解の中に出てくる一人の人間の存在が,検察官の公訴事実の立証には 関係ないのに,そこに議論が集中してしまっている感じがして,「アリ」の存在が わからないと全貌がわからないと評議ではなっていたが,裁判所の課題として,事 前の争点整理が足りなかったからではないかと感じた。

そういう論理的な思考が,一般人である裁判員の方にできない人がいて,そこに こだわってしまうということもあると思われる。そうするとこういう議論になって しまうと思う。

今後は,裁判員役の方を公募して模擬裁判をやっていく必要がある。争点整理を

きちんとやっても,このような問題は出てくる。この辺のところは,裁判所の課題 であると考えている。

評議を見て非常に勉強になった。裁判官は,裁判員の話をうまく引き出していたと思う。しかし,裁判官も自分の考えを要所要所で言わないと,評議が違った方向に流れた時に修正できないことになる。証言内容の評価等にについては,はっきりさせた上で,そこからどういう形で推認できるかということは,裁判員の方々に任せる必要がある。また,法廷に慣れるのに時間がかかるとの裁判員役の方の意見は参考になった。冒頭陳述は,検察官が立証の全貌を明らかする重要なものであるが,それをやるときに裁判員が緊張状態にあって,頭に入っていかないとなると問題である。また,証拠構造や事実の経過については,今回の場合は,証拠構造の方に力点を置いて絞った方が,裁判員にわかりやすかったと思う。弁護人が弁論で述べた無罪の推定や合理的な疑いについて,裁判員はそのことを聞くことによって謙抑的になってしまったので,検察官としてこの点をどうしなければいけないか検証しなければいけないと考えている。

テーマ2「裁判員制度に関するより効果的な広報の手法等について」

前回の委員会以降,裁判所が実施した広報行事内容及び今後の計画等は,次のとおりである。

平成18年度「冬休み広報行事」は,千葉市内の小学生を対象に「書き初め」,市内の中学,高校生を対象に「標語」を募集した。「書き初め」については,35校から499作品の応募があり,「標語」については7中学校93作品の応募があった。高校については,応募がなかった。各学年所長賞及び優秀賞を選定した。「書き初め」については,今後,事務棟1階のロビーに展示する予定である。「標語」については,工事のフェンスに貼ってあるので御覧いただきたい。

「裁判員制度全国フォーラム2007in千葉」については,2月24日(土)に実施され,参加者は約300名であった。パネリストは,それぞれ特徴を持った方々に御参加いただき,盛況な会になったと思う。

キャラクターの命名についてであるが,前回の委員会において名前を募集したが,「ピー太」と「ナツ実」と決まった。もう一つ裁判官が作成したキャラクターの名前は,「ジャッジ君」と「フェアーちゃん」に決まったので紹介する。

裁判員制度広報グッズについては,のぼり,ジャンパー,法廷立体カード及びポケットティッシュを新たに作成した。

今後の裁判員制度広報計画については,5月10日に千葉大学大学院との共催行事及び松戸と市川の二つの会場で5月19日に平成19年度「憲法週間」広報行事を開催する予定である。

立体カードのについて補足して説明すると、法壇に3人の裁判官と6人の裁判員がいるが、裁判員は、千葉の名産や名所を擬人化し、千葉県内全体からここに集まって来るということをイメージしたものである。「房総発見伝バージョン」と書いてあるが、現在、千葉県とJR東日本で「千葉ディスティネーションキャンペーン」

というものを行っているが,そこから拝借したものである。先日,この法廷立体カードを堂本知事のところにお持ちしたところ,おもしろいということで,県庁や出先機関の受付に置いてくれるということを約束していただいた。好評であれば県内各地のバージョンを作ってみたいと考えている。なお,この立体カードをよく見ると,隠し文字があるので,探していただきたい。また,「ピー太」と「ナツ実」の由来であるが,「ピー」はピープルの「ピー」で「ナツ」は納得の「ナツ」,裁判員制度が「太く実」ようにという願いを込めて名付けたものである。

平成13年6月に司法制度改革審議会が意見書を内閣に提出し、それを元に立法化するために発足したのが司法制度改革推進本部である。前任の所長であった山崎は、この本部の事務局長として、法制化、立法化のために尽力した。法制化、立法化をすべて終えて同推進本部が解散したのが平成16年11月であり、平成17年からは実践に入ってきている。平成19年に至り、現在は運用の段階に入ってきているが、ここでもう一度、司法制度改革の目的、審議会が問題意識を持ったところがきちんと反映されているかを検証する時期にきているのではないかと思う。今回、司法制度改革によって作られた制度等を一覧にしたものをお配りしたが、今後、委員会において一つ二つを毎回取り上げ、運用状況等を御説明し、議論いただきたいと考えている。本日は、第1回ということで、労働審判制度の概要を説明し、現在の運用状況等をお話したい。

テーマ3「労働審判制度にの現状について」

(労働審判制度の概要及び現在の千葉地裁における運用状況,問題点等について 説明した。)

千葉の特徴としては,調停の成立率が非常に高いところである。調停が成立するとその後は不服申立というものはなく,強制執行までしなくていいことになるので,非常にいい解決ということになる。調停は,双方当事者が納得しなければ成立しないが,何故,千葉の調停成立率が高いかというと,労働審判員が自分たちの出身母体を離れて中立,公正な立場に立って審判を行っているからである。弁護士もまだこの制度を知らない方も多いと思われるので,弁護士会内部でも周知をお願いしたい。

労働審判制度について,質問,御意見はあるか。

審判の相手方となる会社の業種はどういうところが多いか。

把握していない。

労働局と労働調整委員会であるが,労働審判制度ができたことにより,件数が減っていると思われる。

労働審判に馴染まない内容の事件とはどういうものか。

団体労働関係は、労働審判には馴染まないもので、審判の対象にはならない。また、3回の期日で結論を出すことから、個別労働関係の事件であっても、争点があまりにも多いと審判ができないこともある。

労働審判の件数などのデータは,ホームページを見ればわかるか。 いずれホームページにも掲載することとなると思われる。

以 上